

議案第 7 1 号

山陽小野田市学校給食費に関する条例の制定について  
山陽小野田市学校給食費に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市学校給食費に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が学校教育の一環として実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食並びに幼稚園で実施する幼稚園給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食に要する経費のうち、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外の学校給食に要する経費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童、生徒又は幼稚園児の保護者（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 6 条に規定する保護者）その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食の実施)

第 3 条 市は、次の各号に掲げる者に学校給食を提供するものとする。

- (1) 山陽小野田市立小・中学校条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 7 7 号）第 2 条に規定する小学校及び中学校に在籍する児童生徒並びに山陽小野田市幼稚園条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 7 4 号）第 2 条に

規定する幼稚園に在籍する園児

(2) その他学校給食を提供する必要がある者として規則で定める者  
(学校給食費の徴収)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。  
(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の額は、規則で定める。  
(学校給食費の納付)

第6条 学校給食費負担者は、規則で定める日（以下「納付期限」という。）までに学校給食費を納付しなければならない。  
(学校給食費の減免)

第7条 市長は、特別の理由により必要があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。  
(学校給食費の督促)

第8条 市長は、納付期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者に対し、期限を定めてこれを督促しなければならない。  
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。